

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例施行規則

平成27年3月11日

規則第2号

改正 平成31年3月30日規則第41号

(題名改称)

改正 令和2年3月27日規則第8号

改正 令和6年7月5日規則第42号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年尼崎市条例第55号。以下「条例」という。)第3条第1項、第5項及び第6項、第5条第9項、第6条第5項及び第6項並びに第7条第3項並びに条例第5条第1項の規定により読み替えて適用する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。第5条において「省令」という。)第10条第3項の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平31規則41・令2規則8・一部改正)

(条例第3条第1項の規則で定めるもの)

第2条 条例第3条第1項の規則で定めるものは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条から第4条までにおいて「省令」という。)第54条第2項(省令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。)の規定とする。

(平31規則41・追加)

(条例第3条第5項の規則で定めるもの)

第3条 条例第3条第5項の規則で定めるものは、省令第71条の14において準用する省令第26条第5項の規定とする。

(平31規則41・追加)

(条例第3条第6項の規則で定めるもの)

第4条 条例第3条第6項の規則で定めるものは、省令第38条第3項(省令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。)の規定とする。

(平31規則41・追加)

(条例第5条第1項の規定により読み替えて適用する省令第10条第3項の規則で定める日)

第5条 条例第5条第1項の規定により読み替えて適用する省令第10条第3項の規則で定める日は、放課後児童健全育成事業所において主としてその放課後児童健全育成事業に係る利用者に対する支援の業務に従事する者として当該業務への従事を開始した日から起算して1年を経過する日(同日までに同項に規定する研修を修了しなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定める日)とする。

(令2規則8・追加)

(放課後児童健全育成事業に関する条例の規定の技術的読替え)

第6条 条例第5条第9項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	<u>指定障害児通所支援事業者</u> 及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに <u>基準該当通所支援の事業を行う事業者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者</u>	放課後児童健全育成事業を行う者及びその放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の長

第3条第5項	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	第5条第2項の規定
第3条第6項	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第8条第2項
	指定通所支援事業所等の従業者	放課後児童健全育成事業所の職員
	当該従業者	当該職員
第3条第7項第2号	指定通所支援事業所等の管理者	放課後児童健全育成事業所の長
	指定通所支援事業所等の従業者	放課後児童健全育成事業所の職員
第3条第7項第3号	指定通所支援事業所等の従業者	放課後児童健全育成事業所の職員

(平31規則41・追加、令2規則8・旧第5条繰下)

(条例第6条第5項の規則で定めるもの)

第7条 条例第6条第5項の規則で定めるものは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第23条第1項、第29条第1項、第31条第1項、第34条第1項、第44条第1項及び第47条第1項の規定とする。

(平31規則41・旧第2条繰下・一部改正、令2規則8・旧第6条繰下)

(家庭的保育事業等に関する条例の規定の技術的読替え)

第8条 条例第6条第6項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所	家庭的保育事業等を行う者及びその家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)
第3条第6項	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)
	指定通所支援事業所等の従業者	家庭的保育事業所等の職員
	当該従業者	当該職員
第3条第7項第2号	指定通所支援事業所等	家庭的保育事業所等
	指定通所支援事業所等の従業者	家庭的保育事業所等の職員
第3条第7項第3号	指定通所支援事業所等の従業者	家庭的保育事業所等の職員
第5条第3項	各号	各号(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、第1号を除く。)
第5条第3項第3号	前号	次条第6項において準用する前号
	放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)	家庭的保育事業所等
	放課後児童健全育成事業を	家庭的保育事業等を
	利用者	利用乳幼児(省令第1条第2項に

		規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。)
第5条第4項	放課後児童健全育成事業所	家庭的保育事業所等
第5条第5項	利用者に対する支援	利用乳幼児に対する処遇
第5条第5項第3号	利用者	利用乳幼児
第5条第6項	利用者等	利用乳幼児等
	放課後児童健全育成事業を	家庭的保育事業等を

(平31規則41・旧第3条繰下・一部改正、令2規則8・旧第7条繰下)

(児童福祉施設に関する条例の規定の技術的読替え)

第9条 条例第7条第3項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者	児童福祉施設の設置者及びその長
第3条第5項	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	第7条第3項において準用する第5条第2項の規定
第3条第6項	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第7条の2第2項
	指定通所支援事業所等の従業者	保育所等の職員
	当該従業者	当該職員
第3条第7項第2号	指定通所支援事業所等の管理者	保育所等の長
	指定通所支援事業所等の従業者	保育所等の職員
第3条第7項第3号	指定通所支援事業所等の従業者	保育所等の職員
第5条第3項第3号	前号	第7条第3項において準用する前号
	放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)	児童福祉施設
	放課後児童健全育成事業を利用して いる児童	児童福祉施設に入所している者
	利用者」という。)及び	入所者」という。)又は
第5条第4項	放課後児童健全育成事業所	保育所等
第5条第5項	利用者に対する支援	入所者に対する処遇
第5条第5項第3号	利用者	入所者
第5条第6項	利用者等	入所者等
	放課後児童健全育成事業	児童福祉施設

(平31規則41・旧第4条繰下・一部改正、令2規則8・旧第8条繰下)

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月30日規則第41号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月27日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和6年7月5日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。